

独立監査人の監査報告書について

資金管理センターは、資金管理業務を実施するに際して透明な運営を行うという観点から、四半期毎に決算を実施し、当該期間の収支計算、正味財産の増減などを正確に表示し、会計の実態を正確に反映させた決算報告書を作成し、監査法人のチェックを受けることとしている。

四半期決算に関しては一般に公正妥当と認められた基準はないため、監査法人より四半期計算書類について一定の合意された手続の実施を受け、その結果の報告を受けることとしているが、年度決算については、資金管理センターを含む財団法人自動車リサイクル促進センターの計算書類が、「公益法人会計基準」(公益法人指導監督連絡会議決定)に準拠して適正であるか否かについて、監査法人による「監査基準」(企業会計審議会)に準拠した会計監査を受けている。

その結果、平成16年度における財団法人自動車リサイクル促進センターの計算書類については、平成17年5月31日付で監査法人より「独立監査人の監査報告書」を受領し、同財団法人の計算書類は「我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して」おり、「平成16年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との報告を受けた。

以上

独立監査人の監査報告書

平成17年5月31日

財団法人 自動車リサイクル促進センター
理事長 平岡正勝 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

寺尾仁之



業務執行社員 公認会計士

中村雅一



当監査法人は、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの平成16年度の下記の計算書類について監査を行った。

記

1. 一般会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
2. フロン事業特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
3. 資金管理料金特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
4. 再資源化預託金等特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
5. 再資源化等業務（1号及び6-9号）特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
6. 再資源化等業務（2-5号）特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
7. 情報管理特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
8. 二輪車リサイクル事業特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
9. 収支計算書総括表
10. 正味財産増減計算書総括表
11. 貸借対照表総括表

この計算書類の作成責任は理事長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成16年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 公益法人会計基準

「公益法人会計基準」は、「公益法人監督事務連絡協議会」により昭和 52 年に設定された会計基準であり(その後「公益法人指導監督連絡会議」により昭和 60 年に改正)、民法第 34 条の規定に基づき設立された公益法人の会計についてその拠るべき一般的、標準的な基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的としている。

「公益法人会計基準」は、公益法人がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準であり、その一般原則として すべての収入及び支出は予算に基づき執行すること、 会計帳簿は複式簿記によること、 計算書類は会計帳簿に基づき真実な内容を明瞭に表示すること、 会計処理の原則、手続及び表示方法は毎期継続して適用することが規定されている。

2. 監査基準

「監査基準」は、企業会計審議会(大蔵省(現金融庁)の諮問委員会)により昭和 31 年に設定(最終改正平成 14 年)されたものであり、監査の質を一定水準に保つために監査人が監査を実施する場合に守らなければならない原則である。

この「監査基準」では監査人の適格性の条件及び監査人が業務上守るべき規範を明らかにした上で、監査の実施方法についての基本的考え方及び監査意見表明のための監査報告の基本原則を規定している。

監査基準で示された監査の実施方法についての基本的考え方に基づく具体的な監査実施方法については、日本公認会計士協会が公表する実務指針において示されており、監査人はこの実務指針に従い監査手続を実施することにより、監査意見を形成するための基礎としての監査証拠を入手するが、そのための具体的な監査の手法としては、実査、確認、証憑突合、帳簿突合等がある。

以上